

証券コード：9075



第78回 定時株主総会招集ご通知

日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時

場 所 広島県福山市東深津町四丁目20番1号
当社本店 5階会議室
（末尾の「株主総会会場ご案内図」を
ご参照ください。）

決議事項 第1号議案 取締役8名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 当社株式の大規模買付行為に
関する対応策（買収への対応
方針）継続の件

● お知らせ ●

当日ご出席されない場合は、インターネット等または同封の議決権行使書用紙のご返送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネット等及び郵送による議決権行使期限



2026年6月24日（水曜日）
午後5時到着分まで



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/9075/>



(証券コード 9075)

2026年6月1日

株 主 各 位

広島県福山市東深津町四丁目20番1号

福山通運株式会社

取締役社長 熊 野 弘 幸

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、インターネット上の次のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://corp.fukutsu.co.jp/ir/stock/general-meeting.html>



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9075/teiji/>



電子提供措置事項は、上記の各ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、次の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において議案に対する賛否を入力されるか、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、いずれかの方法により、2026年6月24日(水曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 広島県福山市東深津町四丁目20番1号
当社本店 5階会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第78期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役8名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収への対応方針)継続の件

以 上

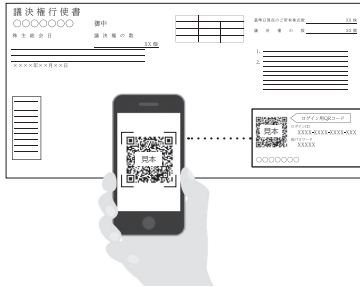
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁の電子提供措置事項掲載ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、監査役及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

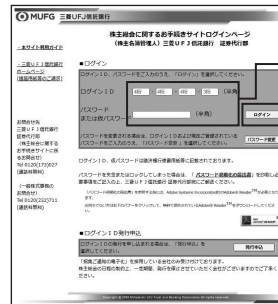
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、電磁的方法による議決権行使の方法として、当該議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営環境の変化に対応した経営体制の一層の強化と取締役会における機動的な意思決定を図るため、社外取締役6名を含む取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選定は、豊富な経験と幅広い見識を有する独立社外取締役が過半数で構成された指名・報酬諮問委員会での審議及び答申を経て取締役会で決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当			
1	こまるしげひろ 小丸成洋	代表取締役会長、 指名・報酬諮問委員会委員	再任		
2	くまのひろゆき 熊野弘幸	代表取締役社長、社長執行役員	再任		
3	まえだみほ 前田美穂	取締役、指名・報酬諮問委員会委員	再任	社外	独立
4	のなかともこ 野中智子	取締役	再任	社外	独立
5	とみむらかずみつ 富村和光	取締役、独立委員会委員長	再任	社外	独立
6	しげえだとよえい 重枝豊英	取締役、指名・報酬諮問委員会委員長	再任	社外	独立
7	おおもとたくし 大本卓志	取締役、指名・報酬諮問委員会委員	再任	社外	独立
8	あおきみつお 青木光男	取締役	再任	社外	独立

再任 …再任取締役候補者

独立 …株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員

社外 …社外取締役候補者

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">再任</div> こ ま る し げ ひ ろ 小 丸 成 洋 (1950年4月16日生) 取締役会への出席状況 8回/9回	1974年10月 当社入社 1991年 6月 当社常務取締役 1993年 6月 当社専務取締役 1995年 6月 当社代表取締役 (現任) 1997年 6月 当社取締役社長 2011年 4月 当社社長執行役員 2021年 9月 当社指名・報酬諮問委員会委員 (現任) 2025年 6月 当社代表取締役会長 (現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人渋谷育英会 理事長	338,113株
【取締役候補者とした理由】 長年にわたり当社の経営を牽引し、企業価値の向上と事業基盤の強化を推進してまいりました。その幅広い見識と豊富な経験に基づくリーダーシップは、今後の持続的な成長とコーポレート・ガバナンスの強化を図るうえで不可欠であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">再任</div> く ま の ひ ろ ゆ き 熊 野 弘 幸 (1970年4月23日生) 取締役会への出席状況 9回/9回	2005年 3月 当社入社 2007年 6月 当社取締役営業部長 2009年 6月 当社常務取締役 営業・情報システム担当 2010年 3月 当社代表取締役副社長 営業本部長 2011年 4月 当社副社長執行役員 2025年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) なし	59,235株
【取締役候補者とした理由】 豊富な経営経験と高い見識を有し、当社グループの経営体制及びコーポレート・ガバナンスの強化に的確に取り組んでまいりました。今後も持続的な成長と企業価値向上を実現するうえで、そのリーダーシップは不可欠であると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">まえ だ み ほ 前 田 美 穂 (1948年9月17日生)</p> <p style="text-align: center;">取締役会への出席状況 9回/9回</p>	<p>1990年 4 月 労働省 (現 厚生労働省) 婦人局 婦人政策課長補佐</p> <p>1992年 4 月 同省 職業能力開発局 海外協力課長補佐</p> <p>1995年 4 月 同省 労働基準局 監督課 中央労働基準監 察監督官</p> <p>1998年 4 月 北海道労働基準局 (現 北海道労働局) 監督課長</p> <p>2000年 4 月 兵庫労働局 労働基準部長</p> <p>2002年 6 月 滋賀労働局長</p> <p>2004年 7 月 退官</p> <p>2004年 8 月 中央労働災害防止協会 中小企業対策部長</p> <p>2007年 4 月 財団法人国際研修協力機構 (現 公益財 団法人国際人材協力機構) 能力開発部副部長</p> <p>2012年 5 月 一般社団法人国際人材育成労務管理協会 専務理事 (現任)</p> <p>2018年 6 月 当社取締役 (現任)</p> <p>2021年 9 月 当社指名・報酬諮問委員会委員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p style="text-align: center;">一般社団法人国際人材育成労務管理協会 専務理事</p>	488株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】</p> <p>社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、労働条件・労働安全衛生に係る豊富な経験と専門知識を有し、当社指名・報酬諮問委員会委員を歴任するなど、今後も引き続き、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
4	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">独立</div> <p style="text-align: center;">の なか と も こ 野 中 智 子 (1956年6月3日生)</p> <p>取締役会への出席状況 9回/9回</p>	<p>1993年4月 最高裁判所司法研修所 1995年4月 河鱒法律事務所 弁護士 1999年4月 東京銀座法律事務所 弁護士 2015年7月 総務省外局公害等調整委員会委員 2018年2月 野中・瓦林法律事務所 弁護士(現任) 2019年6月 当社取締役(現任) 2023年6月 東洋建設株式会社 監査役</p> <p>(重要な兼職の状況) 野中・瓦林法律事務所 弁護士</p>	429株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】</p> <p>社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な知見に加え、最高裁判所司法研修所民事弁護教官等の公務を担った経験など、高い見識を有しており、今後も引き続き、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に有益なアドバイスをいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">とみむらかずみつ 富村和光 (1940年3月23日生)</p> <p>取締役会への出席状況 9回/9回</p>	<p>1967年4月 検事任官 1995年8月 最高検察庁 検事 1996年1月 松江地方検察庁 検事正 1997年4月 津地方検察庁 検事正 1998年7月 京都地方検察庁 検事正 1999年9月 退官 1999年10月 弁護士登録 富村法律事務所 開設</p> <p>2003年4月 広島弁護士会綱紀委員会副委員長 日弁連綱紀委員</p> <p>2003年5月 千葉物流倉庫株式会社 監査役(現任)</p> <p>2005年4月 広島弁護士会綱紀委員会委員長</p> <p>2011年2月 財団法人(現 公益財団法人)アジア刑 政財団広島支部 副支部長(現任)</p> <p>2011年6月 当社独立委員会委員長(現任)</p> <p>2012年9月 豊国工業株式会社 取締役(現任)</p> <p>2016年6月 富村・林谷法律事務所 弁護士(現任)</p> <p>2020年6月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 富村・林谷法律事務所 弁護士</p>	361株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】</p> <p>社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる検察庁における職務を通じて、弁護士として幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通し、当社独立委員会委員長を歴任するなど、今後も引き続き、コンプライアンス経営等の推進について、適切な助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">独立</div> しげえだ とよえい 重枝豊英 (1952年8月1日生) 取締役会への出席状況 9回/9回	1981年4月 外務省入省 1997年4月 外務省大臣官房査察室兼機能対策室長 1999年7月 通商産業省審議官(環境問題担当) 2001年7月 外務省領事部旅券課課長 2004年4月 在ウィーン国際機関日本政府代表部公使 2007年8月 大阪府国際交流監 2009年8月 在フランクフルト日本国総領事 2012年10月 在ホノルル日本国総領事 2015年7月 在リトアニア共和国特命全権大使 2018年9月 退官 2019年4月 学校法人日本体育大学 特別講師 2020年6月 当社取締役(現任) 2021年9月 当社指名・報酬諮問委員会委員長(現任) (重要な兼職の状況) なし	361株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】</p> <p>社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、国際渉外等における豊富な経験とグローバルな見識を有し、当社指名・報酬諮問委員会委員長を歴任するなど、今後も引き続き、主にコンプライアンスの観点から有益な助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	<div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 再任 社外 独立 </div> <p style="text-align: center;">あおきみつお 青木光男 (1949年9月22日生)</p> <p style="text-align: center;">取締役会への出席状況 6回/8回 (2025年6月24日就任後)</p>	<p>1972年4月 ジェーアイシー株式会社入社 1983年3月 駿河工業株式会社(現 レック株式会社)設立 代表取締役社長 2003年9月 レック株式会社(旧 レック株式会社) 代表取締役社長 2008年11月 レックライセンス株式会社 代表取締役社長(現任) 2009年6月 上海駿河日用品有限公司 董事長(現任) スルガ株式会社(現 レック株式会社) 取締役 2009年10月 レック株式会社 代表取締役社長 2013年6月 同社 代表取締役会長 最高経営責任者(CEO) 2017年6月 プラマイゼロ株式会社 代表取締役相談役 2018年12月 バルサン株式会社 代表取締役社長(現任) 2024年6月 レック株式会社 代表取締役会長 最高経営責任者(CEO) 兼社長最高執行責任者(COO)(現任) 2025年6月 当社取締役(現任) 2026年4月 プラマイゼロ株式会社 相談役(現任)</p> <p>(注)スルガ株式会社(現 レック株式会社)は、同社の連結子会社であったレック株式会社(旧 レック株式会社)を2009年10月1日付で吸収合併し、商号をレック株式会社に変更しました。</p> <p>(重要な兼職の状況) レック株式会社 代表取締役会長最高経営責任者(CEO) 兼社長最高執行責任者(COO) レックライセンス株式会社 代表取締役社長 上海駿河日用品有限公司 董事長 プラマイゼロ株式会社 相談役 バルサン株式会社 代表取締役社長</p>	37株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等】 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と企業経営の高い知見を有しており、今後も引き続き、当社のコーポレート・ガバナンスの強化等について専門的な観点から適切な助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって1年となります。また、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。</p>			

- (注) 1. 取締役候補者小丸成洋氏は、公益財団法人渋谷育英会理事長を兼務し、同法人は当社株式559万株を保有しております。
取締役候補者青木光男氏は、レック株式会社の代表取締役会長兼社長であり、当社と同社及び同社グループ企業との間に取引がありますが、連結売上高の1%未満です。また、同社は当社の株式を保有しておりますが、その比率は当社の発行済株式総数の0.5%未満です。
その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 前田美穂、野中智子、富村和光、重枝豊英、大本卓志、青木光男の6氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、前田美穂、野中智子、富村和光、重枝豊英、大本卓志、青木光男の6氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、6氏の再任が承認された場合には、引き続き6氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は当該定款規定に基づき、前田美穂、野中智子、富村和光、重枝豊英、大本卓志、青木光男の各氏との間で責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。なお、前田美穂、野中智子、富村和光、重枝豊英、大本卓志、青木光男の各氏の再任が承認された場合、当社は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社及び当社子会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役山根昇一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
 つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
 監査役候補者は次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株 式 の 数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> 藤 井 誠 之 (1968年11月18日生) 取締役会への出席状況 — 監査役会への出席状況 —	1992年4月 当社入社 2014年7月 当社所沢支店長 2018年5月 当社尾道支店長 2023年9月 当社福山北支店長 (現任) (重要な兼職の状況) なし	456株
<p>【監査役候補者とした理由】 輸送部門における豊富な経験と知識を有しており、その幅広い見識を活かしていただくことで監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤井誠之氏は、新任の監査役候補者であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社及び当社子会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

《ご参考》

株主総会後の取締役会及び監査役会のスキルマトリックス（予定）

第1号議案の取締役候補者及び第2号議案の監査役候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会及び監査役会のスキルマトリックスは、以下のとおりとなります。

	社内/社外	氏名	性別	指名報酬 諮問委員	ジェンダー ダイバーシ ティ	企業経営	環境・ エネルギ ー	国際人材	コーポレート ガバナンス	リスク管理 コンプライ アンス・法務	労働環 境・ 人材開発	IT・ デジタル	行政	財務・ 会計
取締役	社内	小丸 成洋	男性	●		●		●	●			●	●	
	社内	熊野 弘幸	男性			●			●			●		
	社外	前田 美穂	女性	●	●			●		●	●		●	
	社外	野中 智子	女性		●				●	●	●			
	社外	富村 和光	男性						●	●			●	
	社外	重枝 豊英	男性	●			●	●					●	
	社外	大本 卓志	男性	●						●			●	●
	社外	青木 光男	男性			●			●					

	社内/社外	氏名	性別	指名報酬 諮問委員	ジェンダー ダイバーシ ティ	企業経営	環境・ エネルギ ー	国際人材	コーポレート ガバナンス	リスク管理 コンプライ アンス・法務	労働環 境・ 人材開発	IT・ デジタル	行政	財務・ 会計
監査役	社内	宮澤 扶水子	女性		●					●				●
	社内	藤井 誠之	男性				●			●	●			
	社外	森下 裕子	女性		●				●	●	●	●		●
	社外	山崎 正利	男性			●	●		●	●	●	●	●	
	社外	原 信介	男性						●	●	●		●	●

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

当社は、2023年6月23日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続いたしました。

現プランの有効期間は、2026年6月25日開催予定の当社定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時までであることから、当社では、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上の観点から、継続の是非も含めその在り方について検討してまいりました。その結果、情勢の変化や機関投資家の動向等を踏まえ、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただけることを条件として、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）を継続することを2026年5月14日に決議いたしましたので、本議案としてお諮りさせていただくものであります。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役5名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しております。

本プランは、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2029年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

また、本プランの継続にあたり、一部文言の修正及び以下の箇所についての内容の変更等を行っておりますが、本プランの実質的内容に変更はございません。

4. (1) 本プランの発動に係る手続き ①対象となる買付等

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

(1) 経営理念について

当社は、「すべての多様な人々と協働し、安全・安心な物流サービスの提供を通じて心豊かで活力ある社会を実現していく」を経営理念として事業活動を行っております。この経営理念は、物流が国民生活を支える重要なライフラインの一つであり、それを担う企業として、物流というサービスの提

供を通じ、企業価値を高めるだけでなく、会社の持続的な成長のための社会的責任を積極的に果たし、良き企業市民として社会から愛され、尊敬される企業でありたいとする当社の姿勢を表しております。

(2) 企業価値の源泉について

当社は、上記の経営理念に基づき、会社の持続可能な発展のため、良き企業市民としての社会的責任を積極的に果たし、企業価値を高め持続可能な成長を実現することを目指しております。当社における企業価値の源泉は、1. 質の高い安全・安心な物流サービスの提供、2. 従業員の確保・育成のための環境整備、3. 積極的な事業展開とコンプライアンスの徹底、4. 社会貢献並びに従業員との信頼関係に基づく労使協調など、創業以来の当社の企業文化にあると考えております。当社は、企業価値の向上と持続可能な成長を実現するためには、これらの企業価値の源泉を今後とも最大限に活用していく必要があると考えております。

(3) 経営戦略に基づく取り組み

当社は、2024年度を初年度とする第6次中期経営計画「Change & Growth 2026」を策定し、経営目標の達成に向けた取り組みを行っております。

この中期経営計画では、継続可能（Sustainable）な成長を実現することで、企業価値の向上に努めるという前中期経営計画の基本方針を継承し、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に当社の企業価値の源泉である創業以来の労使協調の基盤となる従業員満足（Employee Satisfaction）を加えたESG+ESを深化させ、更なる企業価値の向上を図り、SDGsの達成に貢献してまいります。

また、当社ではこれまでの中期経営計画の実績を踏まえたうえで、引き続きESG経営を推進し、すべてのステークホルダーの皆様のご期待にお応えすべく満足度の向上に努め、更なる安全・安心なサービスをお届けし続けてまいります。

(4) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレート・ガバナンスの強化が極めて重要であると認識し、効率的で透明性の高い経営体制の確立に努めております。その取り組みの一環として、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、グループにおける経営意思決定及び業務遂行の迅速化と責任の明確化による体制の強化を図るため、2011年4月1日より執行役員制度を導入しております。2025年6月24日から取締役会は、社外取締役6名を含む8名で構成され、取締役による迅速な意思決定と効率的な経営の充実強化を図っております。また、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対する取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期は1年と定め、様々な分野での豊富な経験と優れた見識、専門性の高い知識を有する社外取締役は、当社への有効な助言等を行っていただくことにより、多様な視点から取締役会の監督強化に寄与しております。これに加えて、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役3名を含む5名で構成され、各監査役が取締役会など重要な会議に出席することにより取締役の業務執行状況を常に監視する体制を整えております。なお、今後ともコー

ポレート・ガバナンスにつきましては、迅速かつ効率的な経営を目指して一層の充実強化に努めてまいります。

3. 本プランの基本的考え方

当社取締役会は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者が順守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。本プランは、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、4. 以下に定める本プランの内容に従った具体的な対応策を定め、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法的開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式の大規模買付行為を行う者が順守すべき手続きがあること、並びに当社が、以下の行使条件及び取得条項が付された新株予約権の無償割当を実施することがあり得ることを事前に警告するものです。

- (1) 買付者等による権利行使は認められないとの行使条件
- (2) 買付者等以外の者から株式と引き換えに新株予約権を取得するとの取得条項

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙1ご参照）に従い、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役、又は(3) 社外の有識者（実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。独立委員会の委員は、別紙2の3氏が就任されることを予定しております。

また、2026年3月31日現在における当社大株主の状況は、別紙4「当社大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

4. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

(1) 本プランの発動に係る手続き

①対象となる買付等

本プランは下記 (イ)、(ロ) 又は (ハ) に該当する当社株式の大規模買付行為又はこれに類似する行為（以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付等を行う者又は提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、あらかじめ本プランに定められる手続きに従うこととします。

- (イ) 当社が発行者である株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付
- (ロ) 当社が発行者である株式等⁴について、公開買付⁵に係る株式等の株式等所有割合⁶及びその特別

関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

(ハ) 上記 (イ) 又は (ロ) に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本 (ハ) において同じといたします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合又は株式等所有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

②買付者等に対する情報提供の要求

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する買付行為の概要、及び本プランに定める手続きを順守する旨の誓約文言等を当社の定める書式により日本語で記載した意向表明書を提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、当社株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリスト（以下「当初情報リスト」といいます。）を、当該買付者等に交付いたします。当初情報リストの交付を受けた買付者等は当社取締役会に対して、本必要情報を、日本語で記載した書面により提供していただきます。

また、買付者等から提供していただいた情報では、買付等の内容及び態様に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに独立委員会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、買付者等に対し、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、かかる情報を、日本語で記載した書面により追加的に提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、買付者等の回答に期限を設ける場合があります。また、「当初情報リスト」の発送日の翌日から起算して60日を、当社取締役会が買付者等に対して情報提供を要請し、買付者等が回答を行う期間（以下「情報提供期間」といいます。）の上限として設定し、本必要情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達したときは、その時点で情報提供に係る買付者等とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって独立委員会による評価・検討（下記③ (ロ)）を行うものとしします。

買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として当初情報リストの一部に含まれるものとしします。

(イ) 買付者等及びそのグループ（共同保有者¹⁰、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容等を含みます。）

(ロ) 買付等の目的、方法及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性を含みます。）

- (ハ) 買付等の価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）
- (ニ) 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- (ホ) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- (ア) 買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- (イ) 買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (フ) 当社の他の株主との利益相反が生じた場合は、それを回避するための具体的方策
- (リ) その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続きに従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記④(イ)に記載のとおり、当社取締役会に対して、下記(3)にその概要が記載される新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当（以下「本新株予約権の無償割当」といいます。）を実施することを勧告します。

-
- ¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味する。以下別段の定めがない限り同じ。
 - ² 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。
 - ³ 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味する。以下同じ。
 - ⁴ 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味する。以下(ロ)において同じ。
 - ⁵ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。以下同じ。
 - ⁶ 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味する。以下同じ。
 - ⁷ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。
 - ⁸ 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。
 - ⁹ 本文の所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重して行うものとする。なお、当社取締役会は、上記の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。
 - ¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。以下同じ。

③買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

(イ) 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（ただし、原則として30日間を超えないものとします。）に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

(ロ) 独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には）当社取締役会から情報・資料等（追加的に要求したものも含まれます。）の提供が十分になされたらと独立委員会が認めた場合、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

独立委員会は、情報提供期間が終了した日の翌日を起算日として、対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は60日間を超えない検討期間、その他の買付等の場合は90日間を超えない検討期間（ただし、下記④（ハ）に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとし、以下「独立委員会検討期間」といいます。）を設定し、速やかに開示いたします。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとし、独立委員会検討期間が終了するまでは、買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとします。

(ハ) 株主及びステークホルダーに対する情報開示

独立委員会は、自ら又は当社取締役会等を通じて、買付者等から買付等の提案がなされた事実とその概要について速やかに情報開示を行います。また、本必要情報の概要その他の状況のうち独立委員会が適切と判断する事項についても、独立委員会が適切と判断する時点で速やかに情報開示を行います。

④独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続きに従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記 (イ) ないし (ハ) に定める勧告又は決議をした場合、その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記 (ハ) に従い独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う場合には、その旨及び延長の理由の概要を含みます。）について、自ら又は当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行います。

(イ) 買付者等が本プランに定める手続きを順守しない場合

独立委員会は、買付者等が上記②及び③に規定する手続きを順守しなかった場合、独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施することを勧告します。

(ロ) 買付者等が本プランに定める手続きを順守した場合

独立委員会は、買付者等が上記②及び③に規定する手続きを順守した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当を実施しないことを勧告します。

ただし、買付者等が上記②及び③に規定する手続きを順守した場合であっても、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記 (2) に定めるいずれかに該当し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものであると認められ、かつ、本新株予約権の無償割当を実施することが相当であると判断した場合には、例外的措置として、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当を実施することを勧告する場合があります。また、独立委員会は、本新株予約権の無償割当の実施に関して、予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

(ハ) 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の無償割当の実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉・代替案の検討等、合理的に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います（なお、独立委員会検討期間の延長は一度限りとし、その期間は30日間を超えない期間とするものとします。）。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当の実施又は不実施の勧告や代替案の提示等を行うよう最大限努めるものとします。

⑤取締役会の決議、株主意思の確認

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を受けて、これを最大限尊重して最終的に速やかに本新株予約権の無償割当の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

なお、独立委員会が本新株予約権の無償割当の実施を勧告するに際して、当該実施に関して事前に株主意思の確認を得るべき旨の留保を付した場合、当社取締役会は、実務上開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の時間で株主意思確認のための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を招集し、本新株予約権の無償割当の実施に関する議案を付議します。株主意思確認総会は、定時株主総会又は臨時株主総会とあわせて開催する場合があります。当社取締役会において株主意思確認総会の開催を決定した場合には、独立委員会検討期間はその時点を以て終了するものとします。当社取締役会は、株主意思確認総会における決議を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当の実施・不実施に関する決議を行います。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

⑥本新株予約権の無償割当の中止、無償取得

当社取締役会が上記⑤の手続きに従い本新株予約権の無償割当の実施を決議した後であっても、本新株予約権の行使期間開始までの間において、（i）買付者等が大規模買付行為を中止した場合又は（ii）無償割当を実施するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、（本新株予約権の無償割当の効力発生日前においては）本新株予約権の無償割当を中止する旨、又は、（本新株予約権の無償割当の効力発生日後においては）本新株予約権の無償取得を行う旨の決議を行うことができるものとします。

当社取締役会は、上記決議を行なった場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当の要件

上記(1)④に記載のとおり、買付者等が本プランに定める手続きを順守しない場合には、原則として、独立委員会は本新株予約権の無償割当を実施することを勧告し、買付者等が本プランに定める手続きを順守した場合には、原則として、独立委員会は本新株予約権の無償割当を実施しないことを勧告します。また、上記(1)⑤に記載のとおり、当社取締役会は、独立委員会の勧告又は、株主意思確認総会を開催した場合にはその決議を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当の実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行います。一方で、買付者等が本プランに定める手続きを順守した場合であっても、買付者等による買付等が下記のいずれかに該当し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものであると認められ、かつ本新株予約権の無償割当を実施することが相当であると認められる場合には、例外的に、上記(1)⑤に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当を実施することがあります。なお、上記(1)④のとおり、下記の要件に該当し、本新株予約権の無償割当を実施することが相当であるかどうかについては、必ず独立委員会の判断を経ることとします。

①下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等である場合

(イ) 株式等を買占め、その株式等につき当社に対して高値で買取を要求する行為

(ロ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(ハ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

②強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当の概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当の概要は、別紙3「新株予約権無償割当の概要」に記載のとおりとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、2026年6月25日に開催される予定の本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該有効期間を2029年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議

がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに情報開示を行います。

5. 本プランの合理性

(1) 買収への対応方針に関する指針の要件をすべて充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）をすべて充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、株式会社東京証券取引所が2021年6月11日に改訂した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえております。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、継続されるものであり、上記4. (4)に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者から選任される委員3名以上により構成されます。

また、独立委員会の判断概要については必要に応じ株主及び投資家の皆様に速やかに情報開示を

することとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記4. (1) ④及び上記4. (2) にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記4. (1) ③にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができることにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保された仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記4. (4) に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の無償割当自体は行われませんので、株主の皆様のご権利・ご利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

前述の4. において述べたように、買付者等が本プランを順守するか否かにより当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2) 本新株予約権の無償割当時に株主及び投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において、別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限として取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額等の金銭の払込みその他下記(3)において記述する本新

株予約権の行使にかかる手続きを経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。ただし、当社は、下記(3)に記載する手続きにより、買付者等以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得のしるべき手続きをとった場合、買付者等以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び所定の行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社株式を受領することとなるため、保有する当社株式の希釈化は生じません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の決議をした場合であっても、上記4.(1)⑥に記載する手続きに従い、当社取締役会が無償割当の中止又は無償取得を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

(3) 本新株予約権の無償割当に伴う株主の皆様の手続き

本新株予約権の無償割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続き等は不要です。

また、当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、及び株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。本新株予約権の無償割当後、株主の皆様におかれましては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり金1円以上を当社取締役会が本新株予約権の無償割当決議において定める価格を払込取扱場所に払込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることとなります。

ただし、当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日において本新株予約権を取得し、これと引き換えに当社株式を株主の皆様へ交付することがあります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が買付者等ではないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につき、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

以上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社経営陣から独立している、(1) 当社の社外取締役、(2) 当社の社外監査役、又は(3) 社外の有識者のいずれかに該当するものの中から当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準ずる者とし、また、別途当社が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、社外取締役、社外監査役で独立委員会委員である者が取締役、監査役でなくなった場合には、独立委員会委員の任期も同時に終了する。
4. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員その他必要と認めるものを出席させ、その意見又は説明を求めることができる。
5. 独立委員会は、随時開催できることとし、その決議は委員の全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむをえない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
6. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。独立委員会は、決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、自ら又は当社取締役会を通じて、速やかに情報開示を行う。

なお、独立委員会の各委員は、決定等にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

 - (1) 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - (2) 本プランの発動に係る新株予約権の無償割当の実施又は不実施（実施に関して予め株主意思の確認を得ることの是非を含む。）
 - (3) 本プランの発動に係る新株予約権の無償割当の中止又は無償取得
 - (4) 本プランの廃止又は変更（ただし、変更については、本プランの基本方針に反しない範囲、又は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲に限る。）

- (5) 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報、意見、代替案、資料の決定及びその回答期限
 - (6) 独立委員会の検討期間の設定（ただし、対価を円価現金のみとする公開買付による当社全株式の場合は60日間を超えない検討期間とし、その他の大規模買付行為の場合は90日間を超えない検討期間とする。）及び当該期間の延長（30日を超えない期間とする。）
 - (7) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
7. 独立委員会は、6. に定める事項に加え、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
- (1) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - (2) 買付者等との交渉・協議
 - (3) 代替案の検討
 - (4) 株主に対する代替案の提示
 - (5) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - (6) 当社の取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員略歴

富村 和光 (とみむら かずみつ)

1940年3月生まれ

略 歴

1967年4月 検事任官
1995年8月 最高検察庁 検事
1996年1月 松江地方検察庁 検事正
1997年4月 津地方検察庁 検事正
1998年7月 京都地方検察庁 検事正
1999年10月 弁護士登録
2003年4月 広島弁護士会綱紀委員会副委員長、日弁連綱紀委員
2005年4月 広島弁護士会綱紀委員会委員長
2011年2月 財団法人(現 公益財団法人) アジア刑政財団広島支部 副支部長(現在に至る)
2016年6月 富村・林谷法律事務所弁護士(現在に至る)
2020年6月 当社取締役(現在に至る)

※同氏は、会社法第2条第15号に規定される当社社外取締役であります。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

村上 徳光 (むらかみ とくみつ)

1947年12月生まれ

略 歴

1971年7月 警察庁入庁
1991年1月 岩手県警察本部長
1995年4月 宮内庁総務課長
1999年10月 神奈川県警察本部長
2001年9月 警察庁国際部長
2002年4月 警察大学校長
2003年7月 駐レバノン大使
2007年2月 財団法人(現 公益財団法人) 公共政策調査会 専務理事
2013年7月 警察職員生活協同組合 監事

鳥山 恭一 (とりやま きょういち)

1958年5月生まれ

略 歴

1986年4月 早稲田大学法学部 専任講師
1988年4月 早稲田大学法学部 助教授
1989年5月 パリ第一大学在外研究(平成元年～平成4年)
1993年4月 早稲田大学法学部 教授
2004年4月 早稲田大学大学院法務研究科 教授
2025年4月 早稲田大学大学院法学研究科 教授(現在に至る)

※上記3氏と当社間に特別の利害関係はありません。

新株予約権無償割当の概要

1. 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当の取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 1 個を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

3. 本新株予約権の無償割当の効力発生日

当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、別途調整がない限り 1 株とします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株あたりの価額は金 1 円以上で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める価額とします。

6. 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当の効力発生日又は本新株予約権無償割当決議において、当社取締役会が別途定める日を初日とし、1 か月間から 2 か月間までの範囲で、当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める期間とします。ただし、下記 9. に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

7. 本新株予約権の行使条件

- (1) 特定大量保有者¹¹
- (2) 特定大量保有者の共同保有者
- (3) 特定大量買付者¹²
- (4) 特定大量買付者の特別関係者
- (5) 上記 (1) ないし (4) に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け又は承継した者
- (6) 上記 (1) ないし (5) 記載の者の関連者¹³

(以下 (1) ないし (6) に該当する者を「特定買付者等」と総称します。)

上記記載の者は、原則として本新株予約権を行使することができません。

8. 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとします。

9. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、特定買付者等以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、特定買付者等が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の経済的利益の交付は行わないこととします。

本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

10. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合、その他本新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

以 上

¹¹ 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%となると当社取締役会が認めた者をいう。

¹² 公開買付によって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味する。以下、本脚注において同じ。）の買付等（同法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注において同じ。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして同法施行令第7条第2項に定める場合を含む。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

¹³ ある者の関連者とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

当社大株主の株式保有状況

2026年3月31日現在の当社大株主の株式保有状況は次のとおりです。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
公 益 財 団 法 人 渋 谷 育 英 会	5,590 ^{千株}	15.76 [%]
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,054	8.61
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,020	5.69
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,762	4.97
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	1,602	4.52
福 山 通 運 共 済 会	1,529	4.31
福 山 通 運 従 業 員 持 株 会	1,302	3.67
福 山 通 運 協 力 業 者 持 株 会	931	2.63
五 洋 建 設 株 式 会 社	915	2.58
株 式 会 社 大 創 産 業	873	2.46

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切捨てて表示しております。
 2. 当社は、自己株式4,717千株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 3. 上記出資比率は、自己株式数を控除して算出しております。

以 上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、賃上げの継続及び雇用環境の改善を背景に個人消費に持ち直しの動きがみられ、設備投資もデジタル化・省力化投資を中心に底堅く推移するなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、エネルギー・原材料価格の高止まりや円安に伴う輸入物価の上昇が実質購買力を下押しし、金利動向の変化も相まって、先行きは不透明な状況が続いております。

貨物自動車運送業界におきましては、消費関連貨物は底堅く推移したものの、建設関連及び生産関連貨物は伸び悩み、輸送需要全体としては力強さを欠く状況となりました。さらに、人手不足の深刻化、燃料費の高止まり、物流効率化への対応要請の高まりなどにより、事業環境は厳しさを増しております。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、新規顧客の開拓及び既存顧客における取引シェア拡大を営業戦略の柱とし、取扱物量の確保と拡大に注力いたしました。特に当社が強みとする重厚長大貨物分野においては、これまで培ったノウハウと実績を基に積極的に獲得を進めるとともに、輸送コストの動向を踏まえた段階的な運賃改定を実施しました。また、集配貨物の少ないエリアでの協業推進や物流業界が直面する様々な課題の解決に向けて発足した企業横断型中継輸送 (baton) の実証実験への参画など、同業他社や異業種との取り組みも進めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,185億82百万円（前期比5.3%増）、営業利益は93億47百万円（前期比26.9%増）、経常利益は114億75百万円（前期比15.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は136億96百万円（前期比56.6%増）となりました。

これらを事業別に見た事業の概要は、次のとおりであります。

〔運送事業〕

運送事業におきましては、同業他社の新規参入が限定的である重厚長大貨物の取込みを強化するとともに、電子電機部品や機械部品といった高付加価値貨物のシェア拡大にも注力してまいりました。また、収益性改善に向けた低単価、長期未改定顧客との運賃交渉や高単価荷主のシェア拡大を進めてまいりました。拠店戦略としては、2026年1月に諏訪支店、名古屋流通センターを開設し、自社集配サービスの強化を図るとともに、協業企業との共同配送により不採算エリアの生産性の向上に努めてまいりました。

また、同業者とのトレーラー・トラクター方式による中継輸送を開始し、輸送力不足の解消、長距離ドライバーの労働環境の改善、さらには輸送の効率化を図ってまいりました。

以上の結果、売上高は2,445億73百万円(前期比4.3%増)、営業利益64億70百万円(前期比31.3%増)となりました。

〔貸切事業〕

貸切事業におきましては、専用ブロックトレインやダブル連結トラックをはじめとする環境負荷低減に貢献するリソースを最大限に活用した営業活動を進めるとともに、需要の拡大やスポット案件の確実な獲得に向けパートナー企業の拡充に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は278億7百万円(前期比5.9%増)、営業利益は25億80百万円(前期比16.8%増)となりました。

〔流通加工事業〕

流通加工事業におきましては、拡充している当社新設倉庫を活用した複合一貫輸送サービスの提供を中心に新規顧客の取込み、既存顧客の拡張を図り売上拡大に努めてまいりました。また人件費・建築費等のコスト上昇に適応した単価改定に取り組み、利益確保に努めてまいりました。

以上の結果、売上高は237億円(前期比6.0%増)、営業利益は38億21百万円(前期比16.0%増)となりました。

〔国際事業〕

国際事業におきましては、クロスボーダートラック輸送におけるマレーシアでの南北営業拠点の新設や、タイでの営業体制強化といった施策が着実に進捗し、取扱案件数が伸びました。また、フォワーディング・通関業務において、アパレル関連商材を中心とした輸入需要を確実に取り込んだことに加え、輸出案件の新規獲得に向けた営業活動に注力した結果、コンテナ輸送量及び通関件数が増加しました。さらに下期からは、フォワーディングを主力とする企業の買収により、新たな顧客基盤の獲得と当社既存サービスとの連携効果が寄与し、売上高は順調に拡大いたしました。

以上の結果、売上高は152億44百万円(前期比28.5%増)、営業利益は4億39百万円(前期比55.4%増)となりました。

[その他事業]

その他事業におきましては、売上高構成比が高い物品販売事業が振るわず減益となりました。

以上の結果、売上高は72億56百万円（前期比3.1%減）、営業利益は9億27百万円（前期比24.3%減）となりました。

企業集団の事業別売上高

事業別	年度別	前連結会計年度 (2024年度)	当連結会計年度 (2025年度)	前連結会計年度比
		百万円	百万円	%
運送事業		234,538	244,573	4.3
貸切事業		26,249	27,807	5.9
流通加工事業		22,359	23,700	6.0
国際事業		11,861	15,244	28.5
その他事業		7,486	7,256	△3.1
合計		302,495	318,582	5.3

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施しました企業集団の設備投資の総額は213億37百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 建物・構築物

諏訪	ターミナル	新設	47億42百万円
名古屋流通センター	ターミナル	新設	45億70百万円

② 車両運搬具

営業用車両	1,468台	購入	100億54百万円
-------	--------	----	-----------

③ 工具器具備品

ネットワーク設備		購入	5億78百万円
----------	--	----	---------

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、運転資金及び設備投資などの資金として、自己資金及び借入金による資金調達を実施しております。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第75期 (2023年3月期)	第76期 (2024年3月期)	第77期 (2025年3月期)	第78期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高(百万円)	293,358	287,563	302,495	318,582
経常利益(百万円)	22,985	12,973	9,917	11,475
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	20,791	7,834	8,748	13,696
1株当たり当期純利益(円)	513.72	193.56	217.85	369.50
総資産額(百万円)	477,015	503,391	500,674	497,320
純資産額(百万円)	270,381	296,415	287,773	285,142
1株当たり純資産額(円)	6,589.57	7,279.17	7,207.30	8,008.96

(注) 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定において、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口)が保有する当社株式を、それぞれ控除する自己株式に含めております。

(5) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 国内連結子会社

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
九州福山通運株式会社	10	100	貨物自動車運送事業
東京福山通運株式会社	100	94	貨物自動車運送事業
甲信越福山通運株式会社	65	100	貨物自動車運送事業
ジェイロジスティクス株式会社	20	100	流通加工事業

② 海外連結子会社

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	万香港ドル	%	
福山通運環球物流(香港)有限公司	1,190	100 (100)	国際利用運送業
	万人民币元		
上海福山国際物流有限公司	1,050	100 (100)	国際利用運送業
	万USドル		
FUKUYAMA GLOBAL SOLUTIONS(CAMBODIA)INC.	3	100 (100)	国際利用運送業
	万マレーシアリングギット		
FUKUYAMA TRANSPORTING (MALAYSIA) SDN.BHD.	500	49	国際運送業
	万マレーシアリングギット		
FUKUYAMA FORWARDING S D N . B H D .	50	49 (49)	国際利用運送業
	万マレーシアリングギット		
FUKUYAMA WAREHOUSE S D N . B H D .	25	70 (70)	流通加工事業
	万タイバーツ		
FUKUYAMA TRANSPORTING (THAILAND) CO.,LTD.	1,000	49	国際運送業
	万タイバーツ		
FUKUYAMA GRAND LOGISTICS (THAILAND) C O . , L T D .	1,250	47	国際利用運送業

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
RENOWN TRANSPORT C O . , L T D .	万タイバーツ 700	% 60 (11)	国 際 利 用 運 送 業
P T . F U K U Y A M A TRANSPORTING INDONESIA	万USドル 100	95	国 際 利 用 運 送 業

(注) 当社の出資比率欄の()は、間接所有割合で内数であります。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、エネルギー及び原材料価格の高騰や金利動向の変化などもあり経済活動の不確実性が高まり、国内景気は、先の見通せない状況が続くものと予想されます。

貨物自動車運送業界におきましては、深刻な輸送力不足への対応に加え、継続的な物価上昇や人件費等のコスト上昇、さらには環境及び安全への対策など、対応すべき課題は多岐にわたり、依然として厳しい経営環境が続くものと予想されます。

こうしたなか当社グループは、持続可能な輸送サービスの提供に向けた「賃金水準向上に向けた適正運賃の収受」「輸送力の確保」「輸送の効率化」に取り組んでまいります。

また、2026年4月より企業価値を高める経営の中核機能を強化するため、経営企画本部を新設いたしました。同部のもと、成長戦略の推進を図るとともに、ガバナンス及び組織基盤の強化を一体的に進め、中長期的な成長と資本効率の向上を通じた企業価値の最大化を図ってまいります。

(7) **主要な事業内容** (2026年3月31日現在)

当社グループは、運送事業を主体として、以下の事業を営んでおります。

① 運送事業

1) 貨物自動車運送事業

特別積合せ貨物運送を主体とした貨物自動車運送事業及び自動車、鉄道、船舶、航空機等を利用して貨物運送する利用運送事業並びに運送事業者への貨物の取次、受取、委託を行う運送取次の貨物運送取扱事業を営んでおります。

2) 港湾運送事業

一般港湾運送事業及び港湾荷役事業を営んでおります。

3) その他付帯事業

運送事業に付帯した事業を営んでおります。

② 貸切事業

自動車、鉄道等を利用して容積または一車を貸切って貨物運送する利用運送事業を営んでおります。

③ 流通加工（ロジスティクス）事業

流通加工業及び倉庫業を営んでおります。

④ 国際事業

国際運送業、国際利用運送業及び通関業を営んでおります。

⑤ その他事業

1) 不動産の賃貸業

運送用施設等の貸付業を営んでおります。

2) 物品販売事業

食品等商品の販売業を営んでおります。

3) コンビニエンスストア事業

東京都江東区ほか5箇所においてコンビニエンスストア事業を営んでおります。

4) 損害保険代理業

損害保険代理業を営んでおります。

5) その他

ボウリング事業ほかを営んでおります。

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

① 当社

本社：広島県福山市

② 国内事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	札幌市東区	神戸支店	神戸市須磨区
仙台中支店	仙台市宮城野区	岡山支店	岡山市北区
東京支店	東京都江東区	広島支店	広島市西区
相模原支店	相模原市南区	高松支店	香川県高松市
名古屋支店	愛知県北名古屋市	福岡支店	福岡市博多区
大阪支店	大阪市福島区	沖縄支店	沖縄県糸満市

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
22,501名	32名増

(注) 従業員数は、就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
10,994名	6名増	45.9歳	15.6年

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
	百万円
株 式 会 社 広 島 銀 行	34,050
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	25,574
株 式 会 社 中 国 銀 行	18,900
株 式 会 社 山 陰 合 同 銀 行	6,100
株 式 会 社 伊 予 銀 行	5,900
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	5,500
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	4,500
株 式 会 社 も み じ 銀 行	4,300
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,500

2. 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 普通株式 160,000,000株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 40,194,163株

(注) 当社は、2026年2月10日開催の取締役会決議に基づき、2026年2月27日付で自己株式576,200株を消却いたしました。これにより、発行済株式の総数は、前期末（40,770,363株）に比べ576,200株減少いたしました。

(3) 当事業年度末株主数 5,228名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
公 益 財 団 法 人 渋 谷 育 英 会	5,590	15.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,054	8.61
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,020	5.69
株 式 会 社 広 島 銀 行	1,762	4.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,602	4.52
福 山 通 運 共 済 会	1,529	4.31
福 山 通 運 従 業 員 持 株 会	1,302	3.67
福 山 通 運 協 力 業 者 持 株 会	931	2.63
五 洋 建 設 株 式 会 社	915	2.58
株 式 会 社 大 創 産 業	873	2.46

(注) 1. 当社は、自己株式を4,717,014株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 なお、自己株式（4,717,014株）には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付とE S O P信託口）が保有する当社株式（127,532株）は含めておりません。
 2. 持株比率は、自己株式数を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 当 事 業 年 度 末 日 に お け る 取 締 役 及 び 監 査 役 の 状 況

氏 名	会 社 に お け る 地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
小 丸 成 洋	代 表 取 締 役 会 長	公 益 財 団 法 人 渋 谷 育 英 会 理 事 長 指 名 ・ 報 酬 諮 問 委 員 会 委 員
熊 野 弘 幸	代 表 取 締 役 社 長 社 長 執 行 役 員	
前 田 美 穂	取 締 役	一 般 社 団 法 人 国 際 人 材 育 成 労 務 管 理 協 会 専 務 理 事 指 名 ・ 報 酬 諮 問 委 員 会 委 員
野 中 智 子	取 締 役	野 中 ・ 瓦 林 法 律 事 務 所 弁 護 士
富 村 和 光	取 締 役	富 村 ・ 林 谷 法 律 事 務 所 弁 護 士 独 立 委 員 会 委 員 長
重 枝 豊 英	取 締 役	指 名 ・ 報 酬 諮 問 委 員 会 委 員 長
大 本 卓 志	取 締 役	大 本 卓 志 税 理 士 事 務 所 所 長 株 式 会 社 経 営 実 務 サ ー ビ ス 代 表 取 締 役 指 名 ・ 報 酬 諮 問 委 員 会 委 員
青 木 光 男	取 締 役	レ ッ ク 株 式 会 社 代 表 取 締 役 会 長 最 高 経 営 責 任 者 (CEO) 兼 社 長 最 高 執 行 責 任 者 (COO) レ ッ ク ラ イ セ ン ス 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長 上 海 駿 河 日 用 品 有 限 公 司 董 事 長 プ ラ マ イ ゼ ロ 株 式 会 社 代 表 取 締 役 相 談 役 バ ル サ ン 株 式 会 社 代 表 取 締 役 社 長
山 根 昇 一	監 査 役 (常 勤)	
宮 澤 扶 水 子	監 査 役 (常 勤)	
森 下 裕 子	監 査 役	森 下 裕 子 税 理 士 事 務 所 所 長 株 式 会 社 清 友 会 計 舎 取 締 役
山 崎 正 利	監 査 役	株 式 会 社 日 本 シ ー ク レ ッ ト ・ サ ー ビ ス 代 表 取 締 役 社 長
原 信 介	監 査 役	原 信 介 税 理 士 事 務 所 所 長

- (注) 1. 2025年6月24日をもって、小丸成洋氏は「代表取締役社長 社長執行役員」から「代表取締役会長」に、熊野弘幸氏は「代表取締役副社長 副社長執行役員」から「代表取締役社長 社長執行役員」にそれぞれ就任いたしました。
2. 取締役前田美穂、野中智子、富村和光、重枝豊英及び大本卓志並びに青木光男の6氏は、社外取締役であります。
3. 監査役森下裕子及び山崎正利並びに原 信介の3氏は、社外監査役であります。

4. 監査役宮澤扶水子氏は、当社経理部門での豊富な業務経験等を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役森下裕子及び原 信介の両氏は、税理士の資格を有しており、会社経営の監査業務等を通じて財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、取締役前田美穂、野中智子、富村和光、重枝豊英、大本卓志、青木光男、監査役森下裕子及び山崎正利並びに原 信介の9氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
藤 田 眞 司	2025年6月24日	任 期 満 了	取締役 常務執行役員 近畿地区担当
中 村 誠 一	2025年6月24日	任 期 満 了	監査役 (常勤)

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役前田美穂、野中智子、富村和光、重枝豊英、大本卓志、青木光男、監査役森下裕子及び山崎正利並びに原 信介の9氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の上記社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で当社及び当社グループの取締役並びに監査役、執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当該被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。保険料は、当社の役員及び執行役員が7.41%の保険料を負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では保険契約の免責事項はありませんが、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針

当社は、2021年9月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容等に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値を高め持続可能な成長を実現するために機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、役位ごとの責任に応じて適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬により構成し、社外取締役については、高い独立性を確保するため、業績等による変動のない基本報酬とする。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位ごとの責任に応じて適正な水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、毎年の業績や企業価値向上に対する意識を高めるため現金報酬とし、担当職務における貢献度を総合的に勘案した額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

④ 取締役の個人別の報酬等の額に対する各報酬等の割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、基本報酬と業績連動報酬で構成されており、業績連動報酬としての賞与の支給割合は、業績等に応じて変動するものとし、企業価値の向上に対するインセンティブとして適切な支給割合となることを方針とする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、株主総会で決議された総額の範囲内において、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬諮問委員会での審議・答申を経て、取締役会が基本報酬と賞与で構成された年間の報酬総額を決定したうえで、代表取締役社長に一任し、その範囲内で各取締役の報酬額を決定するものとする。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報 酬 等	
取 締 役	195	195	－	－	9
(うち社外取締役)	(22)	(22)	(－)	(－)	(6)
監 査 役	36	36	－	－	6
(うち社外監査役)	(10)	(10)	(－)	(－)	(3)
合 計	232	232	－	－	15
(うち社外役員)	(32)	(32)	(－)	(－)	(9)

(注) 1. 上表には、2025年6月24日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

3. 業績連動報酬等に係る業績指標は、毎年の業績や企業価値の向上への貢献であり、その実績は、売上高と営業利益率であります。当該指標を選択した理由は、企業価値を高め、持続可能な成長を実現するために機能する報酬体系からであります。

当事業年度の業績連動報酬等にあたる賞与の支給は、2026年6月25日開催予定の取締役会及び監査役会において決議いたします。

なお、前事業年度の業績連動報酬等にあたる賞与については、会社業績が予想以上に悪化した厳しい経営環境を取締役が真摯に受けとめ、支給いたしておりません。

4. 取締役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、14名（うち社外取締役2名）です。

5. 監査役の金銭報酬の額は、2009年6月26日開催の第61回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、5名です。

6. 取締役会は、代表取締役社長熊野弘幸（2025年6月24日就任前までは代表取締役社長小丸成洋）に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 の 内 容
社 外 取 締 役	前 田 美 穂	一般社団法人国際人材育成 労務管理協会	専務理事
社 外 取 締 役	野 中 智 子	野中・瓦林法律事務所	弁護士
社 外 取 締 役	富 村 和 光	富村・林谷法律事務所	弁護士
社 外 取 締 役	重 枝 豊 英	—	—
社 外 取 締 役	大 本 卓 志	大本卓志税理士事務所 株式会社経営実務サービス	所長 代表取締役
社 外 取 締 役	青 木 光 男	レック株式会社 レックライセンス株式会社 上海駿河日用品有限公司 プラマイゼロ株式会社 バルサン株式会社	代表取締役会長最高経営責任者 (CEO) 兼社長最高執行責任者 (COO) 代表取締役社長 董事長 代表取締役相談役 代表取締役社長
社 外 監 査 役	森 下 裕 子	森下裕子税理士事務所 株式会社清友会計舎	所長 取締役
社 外 監 査 役	山 寄 正 利	株式会社日本シークレット・サービス	代表取締役社長
社 外 監 査 役	原 信 介	原信介税理士事務所	所長

(注) 当社と一般社団法人国際人材育成労務管理協会、野中・瓦林法律事務所、富村・林谷法律事務所、大本卓志税理士事務所、株式会社経営実務サービス、森下裕子税理士事務所、株式会社清友会計舎、原 信介税理士事務所との間には特別な関係はありません。

なお、レック株式会社及び同社グループ企業（レックライセンス株式会社、上海駿河日用品有限公司、プラマイゼロ株式会社、バルサン株式会社）との間の取引は、連結売上高の1%未満であり、同社が保有する当社株式は発行済株式総数の0.5%未満です。

また、株式会社日本シークレット・サービスとの間の取引は、連結売上高の1%未満です。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取 締 役 会 況 出 席 状 況	監 査 役 会 況 出 席 状 況	主 な 活 動 状 況
社外取締役	前 田 美 穂	9回中9回	—	労働条件・労働安全衛生等に係る豊富な経験と専門知識を有しており、経営の監督など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度においては、当社指名・報酬諮問委員会委員を歴任するなど、コンプライアンスの観点から取締役会において、有益な助言を行いました。
社外取締役	野 中 智 子	9回中9回	—	弁護士としての豊富な経験に加え、最高裁判所司法研修所民事弁護教官等の公務を担った経験もあり、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度においては、当社のコーポレート・ガバナンスの強化のための助言を行いました。
社外取締役	富 村 和 光	9回中9回	—	弁護士として幅広い見識を有するとともに企業法務にも精通し、独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度においては、当社独立委員会委員長を歴任するなど、コンプライアンス経営等の推進について、取締役会に適切な助言を行いました。

区 分	氏 名	取 締 役 会 出 席 状 況	監 査 役 会 出 席 状 況	主 な 活 動 状 況
社外取締役	重 枝 豊 英	9回中9回	—	国際渉外等における豊富な経験とグローバルな見識を有しており、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 当事業年度においては、当社指名・報酬諮問委員会委員長を歴任するなど、主にコンプライアンスの観点から取締役会に有益な助言を行いました。
社外取締役	大 本 卓 志	9回中9回	—	税理士として企業会計、税務に精通しており独立した立場から取締役会機能の強化と業務執行の監督等に十分な役割・責務を果たしております。 当事業年度においては、当社指名・報酬諮問委員会委員を歴任するなど、企業経営等におけるコンプライアンスの徹底など、適切な助言を行いました。
社外取締役	青 木 光 男	8回中6回	—	企業経営者として豊富な経験と企業経営の高い知見を有しており、経営の監督と経営全般への助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 当事業年度においては、企業経営等におけるコンプライアンスの徹底など、有益な助言を行いました。
社外監査役	森 下 裕 子	9回中9回	10回中10回	税理士として財務及び会計に関する見識に基づき、取締役の職務執行における監査機能の実効性向上のための助言を行いました。
社外監査役	山 崎 正 利	9回中9回	10回中10回	経営監視機能の充実のため、法執行とリスク管理における豊富な経験と専門的な知見に基づき、取締役の職務執行における監査機能の実効性向上のための助言を行いました。
社外監査役	原 信 介	9回中9回	10回中10回	税理士として企業会計、税務に精通しており、独立した立場から取締役の職務執行における監査機能の実効性向上のための助言を行いました。

(注) 社外取締役青木光男氏は、2025年6月24日開催の第77回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会への出席状況が他の社外取締役及び社外監査役と異なっております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額（百万円）
① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	92
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	92

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 上記以外に、前事業年度の当社の監査に係る追加報酬2百万円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社グループ会社において、コンプライアンス実践のための遵守すべき行動指針として、「福山通運グループ企業行動憲章」を定める。取締役等に関しては、「役員倫理規程」を制定し、これに則って職務を執行するとともに、他の取締役等の法令、定款または企業倫理に反する行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役に報告を行う。使用人に関しては、「コンプライアンス規程」を制定し、法令、定款及び社内規則に対する意識の高揚と遵守の徹底を図るために担当役員を定め、「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンスの統括部署として「コンプライアンス室」を設置して各種マニュアルの作成や研修等を行う。また、「内部監査室」は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスの実施状況を検証し、取締役会及び監査役会に報告する。さらに、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正するために、使用人からの通報を受け付ける「社内通報制度」を設ける。

反社会的勢力への対応については、断固たる態度で臨む旨を「福山通運グループ企業行動憲章」に定め、周知徹底する。また、不当な要求等には、顧問弁護士や警察等の外部機関と協議しつつ、速やかに毅然とした対応を行う。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、評価作業を円滑、適正に実施し、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成することの重要性を十分に認識し、必要な体制等を適切に整備、運用する。

② 取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する体制

「情報取扱規則」を整備し、これに則り情報の適切な保存、管理を実施する。また、監査役会が求めたときは、いつでも当該情報の提供に応じる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社グループ会社のリスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を制定し、グループ会社のリスク管理推進の統括責任者として当社担当役員を定める。また、「リスク管理委員会」を設置し、各種マニュアルの作成や研修を行い、「内部監査室」は、当社及び当社グループ会社におけるリスク管理の状況を検証し、取締役会及び監査役会に報告する。さらに危機管理体制として、会社に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に、社長を本部長とする「危機管理本部」を設置し、損害、影響等を最小限にとどめる体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び当社グループ会社の取締役等の職務権限及び意思決定のルールを明確化し、業務の適正化、効率化を図るとともに、全社的な影響を及ぼしうる重要事項に関して、適宜、会議・委員会を設置し、多面的な審議、検討とすみやかな意思の伝達、共有を行う。また、長期及び年度の事業計画、目標を定期的に明示し、それらに基づいた業績管理を行う。

取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会を設置し、審議した内容を取締役会に諮り決定することで、取締役等の指名及び報酬の決定に係る透明性と客観性を高める。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、ガバナンス体制を図るための包括規程として「グループ統括規程」を制定する。当社グループ会社は、経営上の重要案件に関する事前協議や必要に応じて各種会議での報告を行うとともに、それぞれのリスク管理及びコンプライアンスの体制を整える。当社内部監査室は、グループの業務全般にわたる内部統制の適切性・有効性を確保するため、定期的に監査を行う。また、「社内通報制度」を設け、法令、定款、社内規則及び企業倫理に反する行為を早期に発見、是正する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
またその使用人の取締役からの独立性に関する事項

「監査役室」を設置し、監査役の職務を補助するためここで執務を行う使用人は、当社の使用人から任命する。この監査役補助使用人は、監査役の補助業務及び監査役会の事務局業務に専従し取締役等の指揮命令に服さないものとし、その任命、人事異動、懲戒、賃金等については監査役会との事前協議のうえ決定するものとして、取締役等からの独立性を確保する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役等及び使用人は、当社及び当社グループ会社全体の業務・業績に重大な影響を及ぼす事実を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。また、内部監査室の行う監査の結果や社内通報制度における通報状況についても、文書にて遅滞なく監査役に報告を行う。

⑧ 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役等及び使用人は、当社グループ会社からの法定の事項に加え、内部監査の実施状況等を取締役会及び監査役に報告する。また、社内通報制度による法令・企業倫理・社内規則に反する事案のうち重要なものは、コンプライアンス担当役員から監査役に報告する。

社内通報制度においては、社内通報規程により通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

- ⑨ 監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役又は監査役会が、規則に則り職務の執行のために公認会計士、弁護士その他の専門家に助言を求める又は調査その他の事務を委託するなどの費用については、必要でないと思われる場合を除き、当社の費用処理とする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会やその他重要な会議に出席をするとともに、必要に応じて意見を述べる。また、稟議書その他業務執行に関する文書を読覧し、必要に応じて当社グループ会社からも事業の報告を求める。なお、取締役等及び使用人は、監査役から要求があった場合は、適宜必要な資料を添えて説明を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社及び当社グループ会社の取締役等及び使用人が遵守すべき行動指針である「福山通運グループ企業行動憲章」に基づき、当社グループの管理責任者を対象とした、コンプライアンス意識の醸成を図るため各種の法令等に基づいた研修を実施いたしました。今後とも各社の研修等においてコンプライアンスに関する継続的な教育を実施してまいります。

また、コンプライアンス違反行為の早期発見、是正のため、当社及び当社グループ会社を対象とする「社内通報制度」を設け、当社コンプライアンス室及び顧問弁護士を窓口としております。なお、通報を理由として通報者へ不利益な取扱いを禁止するなど通報者を保護する旨を社内通報規程に定めております。

② リスク管理

当社グループ329店所の内部監査の実施とフォローアップ監査の徹底を図ってまいりました。なお、内部監査の過程においてその結果を集計、数値化し、新たに顕在化したリスクについては、全社的な指導事項の傾向を把握したうえで、各関連部門へのリスク削減の改善を実施し発生リスク要因の消滅に努め、適時内部監査項目に追加を行い、運用状況を確認してまいりました。

③ 取締役の職務執行

当社及び当社グループ会社において、取締役の職務執行が法令及び定款に則って行われるよう、「福山通運グループ企業行動憲章」や「役員倫理規程」などに基づき、取締役会等において社外取締役の意見を積極的に求め、職務執行の適正化を図りました。併せて、各職務の権限などを明確化し、効率的な業務を行うことができる体制を整備いたしました。

また、企業価値を高め、持続可能な成長を実現することを目指して、第6次中期経営計画「Change & Growth 2026」による成長に向けた取り組みと経営基盤の強化を通じて、物流業務の効率化や輸送能力の確保、運賃の適正収受に取り組んでおります。

④ グループ管理

「グループ統括規程」に基づき、当社の本社各部署から各子会社に業務状況や経営状況について質疑応答を行い牽制機能の強化を図るなど、適宜指導及び業務確認を行っております。また、内部監査室が主体となって、当社及び当社グループ会社における年間監査実施計画を策定し、さらには無通告監査も導入し、監査指摘事項に対するフォローアップ監査を実施するなど管理・指導の充実を図っております。なお、監査結果より発見される業務手順の不備事項は適時に修正を行い、グループ全体として業務の適正が確保できる体制で運用しております。

⑤ 監査役

社外監査役3名を含む監査役5名による監査体制により、各種の重要な会議への出席や重要事項の報告、さらに「情報取扱規則」に基づき保管された各重要文書について監査役会の求めに応じて提供することで、内部統制システム全般の整備・運用状況を確認しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

a 経営理念について

当社は、「すべての多様な人々と協働し、安全・安心な物流サービスの提供を通じて心豊かで活力ある社会を実現していく」を経営理念として事業活動を行っております。この経営理念は、物流が国民生活を支える重要なライフラインの一つであり、それを担う企業として、物流というサービスの提供を通じ、企業価値を高めるだけでなく、会社の持続的な成長のための社会的責任を積極的に果たし、良き企業市民として社会から愛され、尊敬される企業でありたいとする当社の姿勢を表しております。

b 企業価値の源泉について

当社は、上記の経営理念に基づき、会社の持続可能な発展のため、良き企業市民としての社会的責任を積極的に果たし、企業価値を高め持続可能な成長を実現することを目指しております。当社における企業価値の源泉は、1. 質の高い安全・安心な物流サービスの提供、2. 従業員の確保・育成のための環境整備、3. 積極的な事業展開とコンプライアンスの徹底、4. 社会貢献並びに従業員との信頼関係に基づく労使協調など、創業以来の当社の企業文化にあると考えております。当社は、企業価値の向上と持続可能な成長を実現するためには、これらの企業価値の源泉を今後とも最大限に活用していく必要があると考えております。

c 経営戦略に基づく取り組み

当社は、2024年度を初年度とする第6次中期経営計画「Change & Growth 2026」を策定し、経営目標の達成に向けた取り組みを行っております。

この中期経営計画では、継続可能（Sustainable）な成長を実現することで、企業価値の向上に努めるという前中期経営計画の基本方針を継承し、環境（Environment）、社会（Social）、企業統治（Governance）に当社の企業価値の源泉である創業以来の労使協調の基盤となる従業員満足（Employee Satisfaction）を加えたESG+ESを深化させ、更なる企業価値の向上を図り、SDGsの達成に貢献してまいります。

また、当社ではこれまでの中期経営計画の実績を踏まえ、引き続きESG経営を推進し、すべてのステークホルダーの皆様のご期待にお応えすべく満足度の向上に努め、更なる安全・安心なサービスをお届けし続けてまいります。

d コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、上記の諸施策の実行に際し、コーポレート・ガバナンスの強化が極めて重要であると認識し、効率的で透明性の高い経営体制の確立に努めております。その取り組みの一環として、経営の意思決定機能と業務執行機能を分離し、グループにおける経営意思決定及び業務遂行の迅速化と責任の明確化による体制の強化を図るため、2011年4月1日より執行役員制度を導入しております。2025年6月24日から取締役会は、社外取締役6名を含む8名で構成され、取締役による迅速な意思決定と効率的な経営の充実強化を図っております。また、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに対する取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期は1年と定め、様々な分野での豊富な経験と優れた見識、専門性の高い知識を有する社外取締役は、当社への有効な助言等を行っていただくことにより、多様な視点から取締役会の監督強化に寄与しております。これに加えて、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役3名を含む5名で構成され、各監査役が取締役会など重要な会議に出席することにより取締役の業務執行状況を常に監視する体制を整えております。なお、今後ともコーポレート・ガバナンスにつきましては、迅速かつ効率的な経営を目指して一層の充実強化に努めてまいります。

e 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）は、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入いたしております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、当社グループを取り巻く経営環境や将来の事業展開に備えた内部留保等を総合的に勘案し、長期安定的な配当の実施と企業環境の変化に対応した機動的な自己株式の取得により、株主還元の充実に努めることを基本方針としております。

この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき38円とさせていただきます。これにより、当期における1株当たりの年間配当金は、中間配当金38円とあわせて76円となります。

また、当事業年度において、自己株式4,329,630株を取得し、576,200株を消却いたしました。

本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	78,557	流 動 負 債	76,314
現金及び預金	30,906	支払手形及び買掛金	16,299
受取手形及び売掛金	42,226	短期借入金	14,200
その他	5,881	一年以内に返済予定の長期借入金	14,920
貸倒引当金	△456	リース債務	193
固 定 資 産	418,763	未払法人税等	5,281
有 形 固 定 資 産	354,791	未払消費税等	4,501
建物及び構築物	105,526	賞与引当金	5,443
機械装置及び運搬具	24,949	その他の	15,475
工具、器具及び備品	4,156	固 定 負 債	135,864
土地	217,471	長期借入金	81,953
建設仮勘定	2,687	リース債務	65
無 形 固 定 資 産	8,694	繰延税金負債	15,615
投 資 そ の 他 の 資 産	55,277	再評価に係る繰延税金負債	24,278
投資有価証券	50,119	退職給付に係る負債	12,524
繰延税金資産	2,079	資産除去債務	501
その他	3,145	その他	925
貸倒引当金	△67	負 債 合 計	212,178
資 産 合 計	497,320	(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	217,494
		資本金	30,310
		資本剰余金	39,513
		利益剰余金	166,642
		自己株式	△18,972
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	65,618
		その他有価証券評価差額金	25,009
		土地再評価差額金	33,448
		為替換算調整勘定	225
		退職給付に係る調整累計額	6,935
		非 支 配 株 主 持 分	2,028
		純 資 産 合 計	285,142
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	497,320

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		318,582
売上原価		299,147
販売費及び一般管理費		19,434
営業外収益		10,087
営業外収益		9,347
受取利息及び配当金	1,723	
その他	1,773	3,496
営業外費用		
支払利息	973	
その他	394	1,368
特別利益		11,475
固定資産売却益	125	
投資有価証券売却益	12,532	12,657
特別損失		
固定資産売却損	27	
貸倒引当金繰入額	325	
固定資産除却損	801	
減損	2,411	
関係会社株式評価損	6	3,571
税金等調整前当期純利益		20,560
法人税、住民税及び事業税	7,534	
法人税等調整額	△740	6,794
当期純利益		13,766
非支配株主に帰属する当期純利益		69
親会社株主に帰属する当期純利益		13,696

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日残高	30,310	39,513	157,832	△4,059	223,597
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,796		△2,796
親会社株主に帰属する 当期純利益			13,696		13,696
自己株式の取得				△17,023	△17,023
自己株式の処分				20	20
自己株式の消却			△2,090	2,090	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	8,810	△14,912	△6,102
2026年3月31日残高	30,310	39,513	166,642	△18,972	217,494

項 目	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2025年4月1日残高	27,031	33,448	72	1,798	62,351	1,824	287,773
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,796
親会社株主に帰属する 当期純利益							13,696
自己株式の取得							△17,023
自己株式の処分							20
自己株式の消却							-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△2,022		152	5,137	3,267	204	3,471
連結会計年度中の変動額合計	△2,022	-	152	5,137	3,267	204	△2,630
2026年3月31日残高	25,009	33,448	225	6,935	65,618	2,028	285,142

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	66,583	流動負債	93,380
現金及び預金	22,820	支払手形	1,133
受取手形	1,819	買掛金	19,515
売掛金	28,466	短期借入金	14,200
貯蔵品	985	関係会社短期借入金	24,942
前払費用	773	一年以内に返済予定の長期借入金	14,100
関係会社短期貸付金	7,656	未払費用	6,003
その他の貸倒引当金	4,444	未払法人税等	4,019
	△382	未払消費税等	2,963
固定資産	383,679	賞与引当金	3,259
有形固定資産	311,938	その他	3,243
建物	84,422	固定負債	130,189
構築物	5,371	長期借入金	81,800
機械及び装置	10,269	繰延税金負債	10,749
車両運搬具	6,507	再評価に係る繰延税金負債	24,450
工具、器具及び備品	3,309	退職給付引当金	12,321
土地	200,313	その他	867
建設仮勘定	1,744	負債合計	223,569
無形固定資産	5,331	(純資産の部)	
借地権	891	株主資本	169,005
ソフトウェア	4,322	資本金	30,310
その他	117	資本剰余金	37,104
投資その他の資産	66,409	資本準備金	37,104
投資有価証券	48,901	利益剰余金	120,562
関係会社株式	10,963	利益準備金	6,630
出資金	3	その他利益剰余金	113,932
関係会社長期貸付金	6,236	固定資産圧縮積立金	14,205
長期前払費用	103	別途積立金	44,000
その他の貸倒引当金	1,710	繰越利益剰余金	55,726
	△1,509	自己株式	△18,972
資産合計	450,263	評価・換算差額等	57,687
		その他有価証券評価差額金	24,576
		土地再評価差額金	33,110
		純資産合計	226,693
		負債・純資産合計	450,263

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		267,721
売上原価		255,048
売上総利益		12,673
販売費及び一般管理費		5,563
営業利益		7,110
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,862	
その他	1,210	3,072
営業外費用		
支払利息	1,147	
その他	328	1,476
特別利益		8,706
固定資産売却益	88	
投資有価証券売却益	11,207	11,295
特別損失		
固定資産売却損	4	
固定資産除却損	711	
関係会社株式評価損	352	
貸倒引当金繰入額	787	
減損損失	2,100	3,955
税引前当期純利益		16,046
法人税、住民税及び事業税	5,563	
法人税等調整額	△636	4,927
当期純利益		11,119

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 本 準 備 金	其 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	其 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計	
2025年4月1日残高	30,310	37,104	-	37,104	6,630	107,699	114,329	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△2,796	△2,796	
当期純利益						11,119	11,119	
自己株式の取得								
自己株式の処分								
自己株式の消却						△2,090	△2,090	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	6,232	6,232	
2026年3月31日残高	30,310	37,104	-	37,104	6,630	113,932	120,562	

項 目	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2025年4月1日残高	△4,059	177,685	25,973	33,110	59,084	236,770
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△2,796				△2,796
当期純利益		11,119				11,119
自己株式の取得	△17,023	△17,023				△17,023
自己株式の処分	20	20				20
自己株式の消却	2,090	-				-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△1,397		△1,397	△1,397
事業年度中の変動額合計	△14,912	△8,679	△1,397	-	△1,397	△10,077
2026年3月31日残高	△18,972	169,005	24,576	33,110	57,687	226,693

(注) その他利益剰余金の内訳

項 目	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
2025年4月1日残高	14,273	4	44,000	49,421	107,699
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△2,796	△2,796
当期純利益				11,119	11,119
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式の消却				△2,090	△2,090
固定資産圧縮積立金の積立	131			△131	－
固定資産圧縮積立金の取崩	△199			199	－
固定資産圧縮 特別勘定積立金の取崩		△4		4	－
事業年度中の変動額合計	△67	△4	－	6,304	6,232
2026年3月31日残高	14,205	－	44,000	55,726	113,932

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

福山通運株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	龍田佳典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉持豪人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、福山通運株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、福山通運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

福山通運株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	龍田佳典
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉持豪人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、福山通運株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討をいたしました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

福 山 通 運 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 山 根 昇 一 ㊟

常勤監査役 宮 澤 扶水子 ㊟

社外監査役 森 下 裕 子 ㊟

社外監査役 山 崎 正 利 ㊟

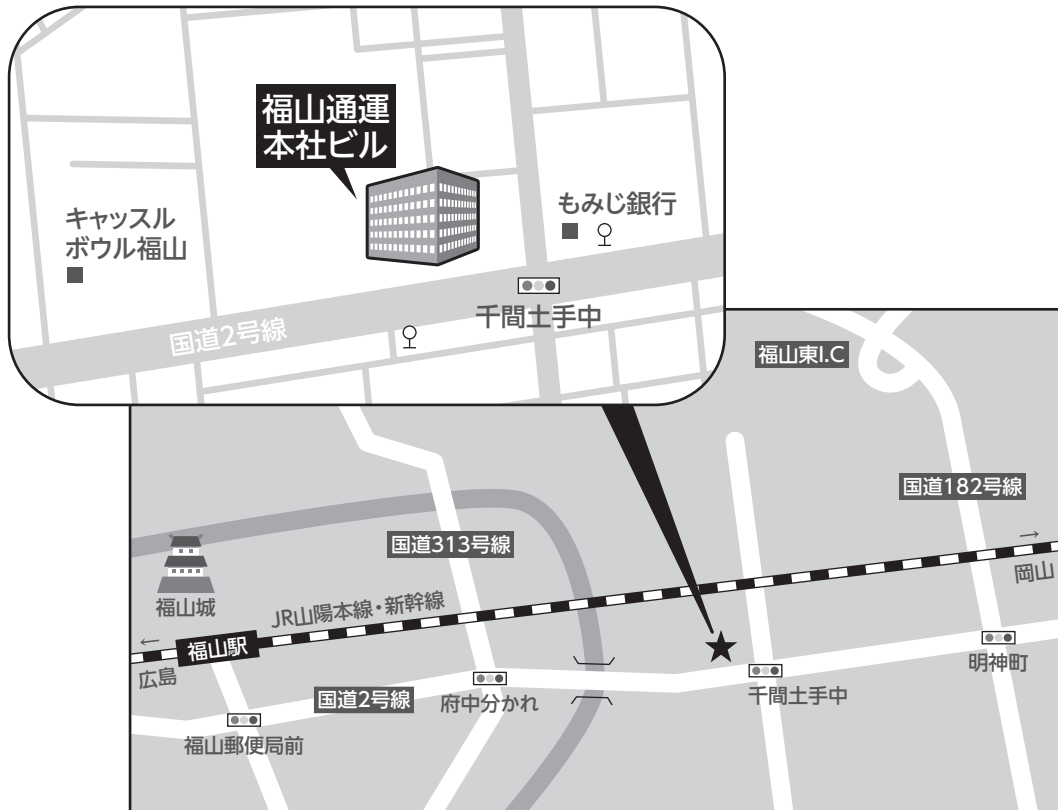
社外監査役 原 信 介 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

場所：広島県福山市東深津町四丁目20番1号
当社本店 5階会議室
電話 (084) 924-2000

交通：JR福山駅前8番乗り場 バス約10分
せんげんど てなか
「千間土手中」停留所下車 徒歩約1分



📍 アクセス

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。

